

## 議案第37号

# 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄

中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の139</u>、12月に支給する場合には<u>100分の148</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係)</p>	<p>(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係)</p>

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,395,000円</u>
副知事		月額 <u>984,000円</u>
出納長		月額 <u>762,000円</u>
教育委員会	委員長	月額 <u>197,000円</u>
の委員	委員（教育長である者を除く。）	月額 <u>161,000円</u>
選挙管理委員会	委員長	月額 <u>148,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>118,000円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>565,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>92,000円</u>

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,446,000円</u>
副知事		月額 <u>1,020,000円</u>
出納長		月額 <u>790,000円</u>
教育委員会	委員長	月額 <u>204,000円</u>
の委員	委員（教育長である者を除く。）	月額 <u>167,000円</u>
選挙管理委員会	委員長	月額 <u>153,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>122,000円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>586,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>95,000円</u>

	識見を有する者 のうちから選任 された監査委員	月額 <u>235,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長 委員	月額 <u>197,000円</u> 月額 <u>161,000円</u>
労働委員会 の委員	会長 公益委員 使用者委員及び労働者 委員	月額 <u>197,000円</u> 月額 <u>161,000円</u> 月額 <u>139,000円</u>
収用委員会 の委員	会長 委員	月額 <u>102,000円</u> 月額 <u>83,000円</u>
海区漁業調 整委員会の 委員	会長 委員	月額 <u>52,000円</u> 月額 <u>45,000円</u>
内水面漁場 管理委員会	会長 委員	月額 <u>45,000円</u> 月額 <u>41,000円</u>

	識見を有する者 のうちから選任 された監査委員	月額 <u>244,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長 委員	月額 <u>204,000円</u> 月額 <u>167,000円</u>
労働委員会 の委員	会長 公益委員 使用者委員及び労働者 委員	月額 <u>204,000円</u> 月額 <u>167,000円</u> 月額 <u>144,000円</u>
収用委員会 の委員	会長 委員	月額 <u>106,000円</u> 月額 <u>86,000円</u>
海区漁業調 整委員会の 委員	会長 委員	月額 <u>54,000円</u> 月額 <u>47,000円</u>
内水面漁場 管理委員会	会長 委員	月額 <u>47,000円</u> 月額 <u>42,000円</u>

の委員		
公安委員会	委員長	月額 <u>197,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>161,000円</u>
専門委員		1日につき <u>15,000円以内</u>
略		
鳥取県男女共同参画推進員		1日につき <u>19,000円</u>
略		

の委員		
公安委員会	委員長	月額 <u>204,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>167,000円</u>
専門委員		1日につき <u>16,000円以内</u>
略		
鳥取県男女共同参画推進員		1日につき <u>20,000円</u>
略		

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(給与)

第2条 略

2 教育長の給料の額は、月額76万2,000円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。

3 略

4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の139、12月に支給する場合には100分の148を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

(給与)

第2条 略

2 教育長の給料の額は、月額79万円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。

3 略

4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

2 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）第3条第5項及び第4条第2項」を「鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項」に改める。

（鳥取県障害者自立支援法施行条例の一部改正）

3 鳥取県障害者自立支援法施行条例（平成18年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）別表」を「鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例38号）別表第1」に改める。